

# 在日同胞の民族教育の変遷と現状

## —大阪府公立小学校における民族学級を中心に—

朴 永昊 竹中 優子

### 要約

本研究の目的は、大阪府の公立小学校に設置されている民族学級の歴史とその特性について考察することによって、民族学級の在り方を検討することである。民族学級とは、朝鮮・韓国籍の子どもたちに放課後週1～2時間の韓国・朝鮮語及び伝統民俗文化、韓国史、在日同胞の歴史などを教える特別学級をいう。2017年現在、大阪府内の182校の小・中学校に55名の民族講師がいる。本稿では、在日同胞を対象とした民族学級の変遷を4つの時代別に区分した。①「1945年から1960年代」の覚書民族学級が台頭した時期、②「1972年以降1980年代」の自主民族学級が台頭した時期、③「1991年から2000年代」の民族クラブの急増の時期、最後に、④「2010年以降」の韓国政府からの支援による民族学級の発展の時期である。

### キーワード

在日同胞、大阪、公立小学校、民族教育、民族学級

### 目次

1. はじめに
2. 民族教育設立の背景
3. 民族学級の歴史
  - 3-1. 1945年～1960年代
  - 3-2. 1970年代～1980年代
  - 3-3. 1990年代～2000年代
  - 3-4. 2010年以降
4. おわりに
5. 参考文献

## 1. はじめに

現在、日本に居住している韓国・朝鮮人の特別永住者は約32万人にのぼる（法務省入国管理局、2018）。その多くが大阪をはじめとする関西地域に居住しており、大阪市生野区を中心に日本最大のコリアタウンが形成され、そこでは韓国の文化や生活の風景を垣間見ることができる。しかし、大阪の韓国・朝鮮人の生活や文化が日本に定着するまでは順調なものではなかった（金光敏、2013）。

2018年現在、海外進出の増加により、在外韓国人は175カ国720万人を越え、その数は韓国の総人口の14%を占めている。このうち、日本は、中国に次いでアジアに居住する在外韓国人の数が多い。日本に居住している韓国人はニューカマー（New-Comer）とオールドカマー（Old-Comer）に区分されており、それらが持つ背景はかなり異なっている<sup>1</sup>。また、国際結婚によって生まれた韓国籍を持つ人々や日本国籍に帰化した人まで含めると、在日韓国系住民はこの数字よりも多いと考えられる。

在日韓国人の日本での暮らしが長くなり、そこで新しい世代を作っていくにつれ、彼らの民族アイデンティティは弱くなり、従来の在日韓国人コミュニティからの離脱、それに伴ってコミュニティが縮小する傾向がある。また、継続的な日本政府の同化政策や民族差別、民族団体の分裂、韓国政府の民族政策の不在などの要因により、徐々に日本社会に同化されていくのが現実である。さらに、このような在日韓国人は母国語としての韓国語能力が低いだけでなく、自分たちが誰であり、どのような存在で生きて行かなければならぬかというアイデンティティの曖昧さを持ったまま生きている。

そのような中、在日韓国人が自国の言語や文化風習を学ぶ場として登場したのが民

---

1 在日同胞は、特別永住者と一般永住者、中・長期滞在者に区分される。キム・テホ（2015）の定義によれば、特別永住者は、サンフランシスコ講和条約（1952）以前から日本に住んでいた韓国人を意味し、日本で出生したその子孫、つまり、在日同胞1世、2世、3世・・・などを含む。一方、一般永住者は、日韓国交正常化（1965）以降、日本に住んでいる韓国人を意味し、日本で出生したその子も含んでいる。中・長期滞在者は日本人と結婚した配偶者、企業で勤務する者、留学生などが該当し、1年、3年、5年の在留ビザが付与される。中・長期滞在者の中から、原則として10年以上継続して日本に居住する一般永住者の申請資格が与えられる。日本では、一般永住者と中・長期滞在者をニューカマー（Newcomer）と呼んでおり、韓国では「日本に定住している韓国人」を在日韓国人、または、在日同胞と呼んでいる。最近では、韓国籍を持っている在日韓国人と朝鮮国籍を持っている在日朝鮮人を総称する意味を含んでいる在日コリアンの名称を使用することもある。

族学級である。民族学級は、韓半島にルーツを持つ子どもたちを対象に、韓国・朝鮮の文化と言葉を学ぶ場所として設けられた教育機関である。その名称は、民族学級、民族クラブ、民族教室、母国語クラスなど様々である。これらの学級では、正規の教科に加え、韓国語教育と伝統文化の伝達に多くの努力を傾け、在日韓国・朝鮮人子女の民族教育に携わってきた。本論文では、これらの教育を担ってきた講師を民族講師<sup>2</sup>と総称する。

これまで在日韓国・朝鮮人の民族教育を取り上げる時、主に民族学校を中心に議論が展開された来た。実際に在日韓国・朝鮮人の民族教育において民族学校の果たす役割と意味は非常に大きい。しかし、民族学校に通う生徒より圧倒的多数の在日韓国・朝鮮人の子どもたちが日本の公立学校に在籍している面からみると、民族学校よりも民族学級の方が民族教育に果たす役割が大きいと考えられる。

しかし、現在の民族教育は、その形態や内容の面で多くの変更が必要であり、在日同胞の葛藤要素と教育の受益者との間の満足値を高めるための新たな民族教育の発展方案が求められる時期にあると考えられる。さらに、このことは在日韓国・朝鮮人だけに限らず、他の国や地域にルーツをもつ子どもたちへの民族教育にも通じることである。日本において複雑な歴史を持った在日韓国・朝鮮人への民族教育から得られる示唆は、他の民族教育にも応用・活用できると考える。そこで本稿では、在日韓国・朝鮮人に関する民族学校および民族学級に関する文献・資料を整理し、特に大阪の公立小学校に設置されている民族学級の変遷とその特性を考察したうえで、これから求められる民族教育の在り方について検討することとする。

---

2 大阪韓国教育院の調査によれば、大阪府内の小・中学校で実施されている民族学級は2017年現在182校。このうち、大阪府による常勤民族講師措置校を「民族学級」と呼び、大阪市の制度に基づくものを「民族クラブ」と区分しているが、一括して「民族学級」として総称することも多い。55名の民族講師のうち、11名の民族講師は民族学級の常勤民族講師として続けてきた。残りの44名のうち17名は、これまで、大阪市内の校長らで構成する「民族クラブ技術指導者招聘事業実行委員会」から業務委託を受けるという形で民族学級の指導にあたってきた。しかし、2007年に17名が大阪市教育委員会に正式採用された結果、身分がそれまでよりは安定し、「国際理解教育推進非常勤嘱託職員」としての取り扱いを受けるようになった。残りの27名は、非常勤の身分として4-5校の民族クラブを担当している民族クラブ講師である。

なお、本稿においては、在日韓国人のみを対象とし、それを在日同胞と称することとした。

## 2. 民族教育の設立の背景

日本の植民地支配から脱した在日同胞は祖国への帰国を望んだが、日本政府と連合国最高司令部（GHQ）による在日同胞に対する杜撰な管理と朝鮮半島の情勢不安などで多くが祖国に戻ることはできなかった。1945年8月から1946年3月末までに約130万人が帰還したが、1946年4月から同年12月までの間には、わずか8万人にとどまるほどその数が減少した。その理由としては、帰還者たちに対する持参金（1人1,000円以下）と持ち物（約70キロ）を厳しく制限する政策と、朝鮮半島の経済的・社会的不安が挙げられる。さらに、米・英・ソが参加したモスクワ三相会議<sup>3</sup>で米・英・ソ・中の4か国による朝鮮半島の5年間の信託統治が決定され、在日同胞の熱狂的な解放感が冷めたことも大きな影響を及ぼした（歴史教科書在日コリアンの歴史、2006 pp.62-67；白頭学院建国60周年記念史、p.238）。

当時、日本に居住していた在日同胞は帰国準備の一環として子どもたちに韓国語と歴史を教え始めた。しかし、経済的・政治的な理由に帰国をしない／できない人が増え、韓国・朝鮮語と韓国・朝鮮の歴史に加えて算数、理科などを含む初等教育科目全体を教え始めることとなった。1945年9月には、東京神田に朝鮮YMCAの国語講習会、同年10月には戸塚ハングル塾をはじめとする国語講習所（当時の国語は朝鮮語を指す。）が日本全国に設立された<sup>4</sup>。当時の民族教育は、日本語しか話すことが許されなかつた世代に対する韓国語教育と民族アイデンティティを取り戻すことが目的とされた。つまり、この時期の民族教育は、踏みにじられた民族の尊厳を取り戻し、植民地以前に戻るための教育であり、いつかは帰国をするという仮定の下で行われた教育だったのである。

時を同じくして、主に民族教育を担当していた在日本朝鮮人連盟（朝連）<sup>5</sup>が親北性

3 1945年12月には、モスクワで開催された米・英・ソ3国の外相会議。終戦後の問題処理に関する案件が議題に上がり、特に戦後の日本で分離された地域の管理の問題とヤルタ協定に基づく韓国の独立問題などが討議された。

4 学校の名称は「国語講習所」、「ハングル塾」など多様だった。

5 1945年10月15日、在日本朝鮮人連盟が結成された。その後は、1951年に、後継団体として

向を帯び始め、共産主義教育に方向を転換したことに対して、在日本大韓民国民団（以下民団）<sup>6</sup>が組織されたが、数的には劣勢であった。1948年朝連系学校と民団系学校の閉鎖令で4万人を超える在日同胞が帰国をあきらめ、日本の学校へと転校することになった。同時に在日同胞の民族教育も日本の同化教育によって民族の自主的教育が困難となった。

一方、1952年にサンフランシスコ講和条約で在日同胞の国籍を「韓国」に変更することが許され、それに伴い民族教育を受ける機会は広がったが、韓国政府は、自国内の戦後復興に集中しなければならなかったため、在外国民の教育については疎かにならざるをえなかつた。このような状況下で、北朝鮮は朝連を中心に積極的な教育事業を開始し、それに対抗するように韓国政府も民団を中心に財政支援をするなどして、民族教育の転換期を迎えると努力した。（学校法人白頭学院、2006, pp16-17, 22-28, 239）。その結果、国語講習所や小学校、中学校など在日同胞が自主的に運営する学校が設立され、多くの在日同胞が教育の機会を得た。特に、民族学校と呼ばれた朝鮮人学校は、解放後1年に満たない間に小学校525校、中学校4校が建てられ、学生数は44,000人、教師は1,100人に達するほど急成長した（小沢有作、1973, p200; 在日本朝鮮人総連合会ホームページ、民族教育～民族教育発展の道のり）。

しかし、初期の民族学校は共産主義教育を実施しているという理由で、日本政府と連合国最高司令部（GHQ）の規制を受けて、ほとんどが閉鎖された。幸いなことに、在日同胞が多数居住していた大阪では日本の正式学校の認可を受けた民族学校が設立され、それを基盤に民族教育の継続の道は残された。しかし、これらの学校に実際に通学することができた児童・生徒はごく一部であり、圧倒的多数の在日同胞の子どもたちは家の近くにある日本の公立学校に通っていた。よって多くの在日同胞にとっては韓国語、韓国の歴史や文化をはじめ、民族教育とアイデンティティ教育の必要性が高まったと言える。

在日朝鮮統一民主戦線が、1955年には在日本朝鮮人総聯合会へと改称していった。

6 在日同胞の中で大韓民国を支持する韓国人の団体として、1946年10月3日、この名称でスタートした。略称は在日居留民団または民団である。これは、1945年10月29日、親共産主義系の在日本朝鮮人連盟に反対する反共青青年組織である朝鮮建国促進青年同盟と新造船建設同盟を中心に20余団体2,000人余りが母体となって発足した団体である。1948年大韓民国政府が樹立されると、在日本朝鮮人居留民団は、在日本大韓民國居留民団と改称された。

### 3. 民族学級の歴史

在日同胞に対する民族学級の歴史を鑑みると、大きく分けて4つの段階に分けられる。それは、「1945年～60年代」「1972年以降」「1991年以降」「2010年以降」である。いかにおいて、それぞれの段階についてくわしく検討する。

#### 3-1. 1945年～1960年代

この時期の民族学級は、日本政府が民族学校を閉鎖する過程で在日同胞1世が命を投げ出して日本の行政当局と闘ってきた結果として民族学級が誕生したという経緯を持っており、この時期に誕生した民族学級は「覚書民族学級」と呼ばれている。

1948年、日本政府による朝鮮人学校強制閉鎖令に対抗して、大規模な大衆運動が起こった。特に在日同胞が多く住んでいる阪神地区（大阪と神戸地域）での強制閉鎖令撤回闘争は、「4・24阪神教育闘争」<sup>7</sup>としてよく知られている。兵庫県では、同胞たちの闘争のため一時的に閉鎖令が撤回されることもあったが、連合軍司令部の介入によって緊急事態が発令された。一方、大阪でも連日続く同胞の抗議の座り込みによって大阪府との交渉が実現し、覚書を交換するという形の結果が得られた。

このようにして生まれた覚書民族学級は、1952年4月に大阪と京都をはじめ、兵庫、愛知、滋賀、福岡など全国の13カ所の府県に77学級が設置された（国際高麗学会、2015, p.9）。その運営方式は、全日制方式と課外授業方式の二つが存在した。前者は専用教室で終日在日同胞教師の指導の下で運営されているものであり、後者は放課後を利用して、在日同胞学生だけが民族教育を受けるという形であった。

1965年韓・日基本条約及び協定に基づいて、在日韓国人の法的地位と待遇協定が締結され、韓国籍者に協定永住権（国民健康保険加入、国外強制退去事由の変更）が付与されるなど行政的な待遇が改善されたが、教育的な側面ではむしろ、公立朝鮮学校を始め朝鮮人学校分校及び民族学級の設置が禁止されるようになった。これは65年通達と呼ばれ、「日本の学校での朝鮮人の教育は、日本の子供と同じように扱い、教

7 阪神教育闘争は、在日朝鮮人と日本共産党が1948年4月14日から同年4月26日まで大阪府と兵庫県で行った民族教育闘争である。朝鮮総連の過激な共産主義思想教育を禁止することを目的として、日本当局が朝鮮人学校を規制しようとこれに反対する過程で流血事態が発生して連合軍最高司令部は、史上唯一の緊急事態を宣言した。

育課程の編成、実施の特別扱いをしない」と明示している。このことは公立学校内での民族教育を遮断することと相違なかった。実際にこの通達後、京都、兵庫、滋賀などの教育委員会が公立学校に設置された民族学級を廃止させるという動きが見られた。

現在、大阪府を始め京都市、北九州市、岡崎市でこの形態の民族学級が運営されている。大阪府内の民族学級は府の教育委員会が民族講師を配置しており、別名公認民族学級とも呼ばれている。北九州市と岡崎市の場合は、1948年覚書に基づいた民族講師が放課後の活動という形で指導しているが、大阪とは異なり、ボランティアの形式で運営されているのが実情であり、民族学級の定義は明確にはされていない（金泰虎, 2018 pp.9-11）。

### 3-2. 1970年代～1980年代

1972年7・4南北共同声明<sup>8</sup>が発表され、祖国の統一への期待感が高まる一方で、韓国語を正しく流暢に使えないという現実が悩みの対象となった。数多くの在日同胞は民族学級を開設しようと学校と連携し、教員の自主的な活動として「自主民族学級」が作られた。この段階の民族学級は、韓国語を正しく使えない在日同胞を対象に、教員の自主的な活動を通して教育活動が繰り広げられていることである。これらは「72年型民族学級」とも呼ばれ、その最大の特徴は、各学校が独自に講師とクラスを開設することができることにあった。

72年型の民族学級は、7・4南北共同声明による祖国統一への期待感に勢いを得て、大阪市を中心に徐々に広まり、新たに民族的アイデンティティに目覚めた若い在日同胞を中心に拡散され、大阪市だけで71校に民族クラブが設立された。この時期は、主に在日同胞3世を対象とした民族教育に焦点が当てられ、その内容は祖国への帰還とは関係なく、日本に定住することを認めながら、民族教育も非祖国志向、政治的中立を標榜とし

---

<sup>8</sup> 1972年南北韓の緊張緩和と統一問題について発表した共同声明。この声明は、統一原則として自主・平和・民族大団結の3大原則を公式に発表している。そして相互誹謗中傷と武力挑発の禁止、多岐にわたる交流の実施などに合意し、これを誠実に履行するために、南北調節委員会を構成・運営することに同意した。しかし、7・4南北共同声明を自分の権力基盤強化に利用しようとする南北の政治指導者たちの不純な動機のために方向性を失うことになり、金大中拉致事件（1973年8月）を契機に調節委員会が中止された。

た。つまり、祖国に縛られるというより、日本の中で、私たちの民族としての誇りを持って日本人の人々と一緒に対等に生きていくことができる基盤を作ろうとしていたのである。

1980年代に入ってからは、後任講師をめぐる新たな問題が生じるようになった。民族講師が定年退職を迎えると、大阪府教育委員会では、後任講師の任用について覚書に規定されていないという理由で後任講師の選任を拒否した。この問題は、大阪市のある小学校における民族学級教員の退職によって明らかになった。この問題を解決するためには、民族教育促進協議会、部落同盟をはじめとする同胞運動団体、および民族教育に対して理解のあった日本人教職員を中心に後任講師任用のための運動が展開された。その結果、大阪府の教育委員会から「民族学級の意義を認めて民族クラスの存続を保証する」という承認を得、覚書民族学級は民族講師が退職しても後任講師を任用できるようになった。

### 3-3. 1990～2000年代

この段階の民族教育はその対象が在日同胞3世が中心になっており、その特徴は、日本での定住を自然に受け入れたもので、日本人の人々と共に対等に生きていくことができる教育を実践することであった。つまり、新しい形の民族教育は日本定住を前提として、日本人と一緒に生きていく道を模索するものと理解できる。

1990年代に入り、民族学級がより拡大された。そのきっかけとなったのは、1991年1月10日、韓国と日本政府間の外相が「在日同胞の法的地位と処遇の覚書」<sup>9</sup>を締結し、民族教育について話題が盛り込まれたことにある。この協定の主な内容としては、「第一に課外時間には韓国語と韓国文化などの学習機会を確保し、これを制約しない。第二に義務教育就学児童・生徒がいる保護者に就学ガイドを発行する。第三に在日韓

9 韓・日の法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書（1991年1月10日）在日韓国人3歳以下の子に在日韓国人が持つ定住性を考慮して、日本での安定した生活が重要だという認識で韓国政府の要請に応じて、日本政府が解決すべき政策の方向を提示したものである。永住権の申請の簡素化と再入国許可の出国期間の延長などの政策が主をなしている。二重項目3期1には、日本社会で韓国語のような民族の伝統や文化を保存しようとする在日韓国人社会の希望を理解し、現在地方自治体の判断に基づいて、学校での課外活動を行っている韓国語と韓国文化などに関する学習が今後支障なく行われるように、日本政府が対処すると提示されている。この覚書を契機に民族学級を開設する学校が増加した。

国人以外の在日外国人にも上に準ずる規定を可能にする」というもので、「日本社会で韓国語などの民族の伝統や文化を保持することを希望する韓国人社会の希望に応じて、今後も支障なく民族教育が行われるように日本政府が配慮する」と述べた公式覚書であった。この協定を機に民族学級が爆発的に増え、大阪市教育委員でも、市立学校の民族クラブ技術者指導招聘事業を実施することになり、「民族学級は教育の重要な一環である」との方針を立て、民族講師という立場で常勤講師（日本の教員資格保持者）への切り替えが行われるなど教員の身分が保障された。

2001年、大阪市教育委員会は「在日外国人教育基本方針・多文化共生の教育目標」とし、「民族学級・民族クラブの指導指示や内容を推進し充実を図る」という内容と、民族クラブが設置されていない学校の子どもたちにも学習の機会を提供することを明示するに至った。しかし、両国間の具体的かつ継続的な協議と発展方向などの提示は行われておらず、韓国政府からも、それ以上の関心や方針は出されていなかった。

### 3-4. 2010年以降

2012年に実現した韓国政府による在外国民の参政権の実施を契機に、韓国政府は大阪の民族学級のために特別予算を割り当てるようになった。その支援内容は、教材の開発と普及、小中学生に対する母国研修支援、民族講師の国内外の研修やイベント、指導案手当の支給の名目で年間1億円が割り当てられている。その結果、民族学級および民像クラブが数多く設立されるようになり、2017年現在、大阪府の公立小学校182校の民族学級と民族クラブに、3,187人が在学している（表1）。このように日本の公立小学校で韓国の言葉と文字、文化、歴史を学ぶ教室が公式に運営されているという事実は、あまり知られていない。

大阪韓国教育院によると、2017年現在、大阪府教育委員会が認める民族学級は11校で、残りの大半は放課後の特別活動として民族クラブという名前で活動している。学齢期の在日同胞のうち90%以上が日本人学校、8%が朝鮮人学校、1%にも満たない数が韓国人学校に通う現実<sup>10</sup>から見ると、日本人学校に通う児童・生徒が祖国を学び

10 박갑수 (2004) 「재외동포의 한국어교육 현황과 과제」『한국언어문화 교육학회 논문집』 pp.1-34。

在日同胞の民族教育の変遷と現状（朴・竹中）

表1. 大阪の民族学級及び民族クラブの現状（2017年4月1日現在）

区分	学校	小学校(A)			中学校(B)			合計(A+B)			講師(形態)	
		学校数	学級数	学生数	学校数	学級数	学生数	学校数	学級数	学生数	常勤	非常勤
民族学級	11	63	689	0	0	0	11	63	689	11	0	11
民族クラブ	103	163	1702	68	68	796	171	231	2498	0	44	44
合計	114	226	2391	68	68	796	182	294	3187	11	44	55

大阪韓国教育院の調査、2017

理解する基盤がまさにこの民族学級と民族クラブであると言える。

一方、民族クラブが最近運営上の困難な状況に直面している（朴永晁、2018 p.76）。そしてそれは、日本国内で在日同胞が直面している劣悪な境遇にもつながっている。例えば、全校生徒の半数以上が在日同胞2、3世の大阪市生野区の学校では、わずか数年前に民族クラブができた。日本人学校に韓国語や韓国文化を教えるクラスを作る問題について、地元や日本の教育界の反応があまり好意的ではないことは推測できるが、制度的に保障された民族学級に比べ民族クラブの運営はさらに厳しい。民族クラブの位置づけ自体が曖昧であり、在日同胞が中心である民族クラブの講師は、野球部やバレーボール部などの部活動指導員程度の待遇で、職員室に机もない状況が続いている。民族クラブの専用教室も、今まででは保護者と民族講師による限りない交渉の結果として獲得されたが、基本的な学習活動をするには非常に不足している状態であり、公教育の一環として行っている教育と言うには程遠い現状である。また、処遇の側面でも、民族クラブ講師に支払われる週1回の授業料は3000～5000円程度で、医療保険などの公的社会保障も全く期待できない状態であるため、意欲を持って始めた講師も金銭的問題のために諦めたり、兼業で民族講師に従事していることもある。

このような現実のため、人員不足は常に存在している問題である。2017年現在、11人の民族講師と17人の国際理解教育推進非常勤嘱託職員、27人の民族クラブ講師で182校を担当しているが、雇用が非常勤の場合、4-5校の民族クラブを担当しているので、民族教育の担い手として充実した教育をすることはそもそも不可能に近い。さらに、決められたカリキュラムもない状況の中、最終的には、各自が教材を準備するしかない劣悪な状態で教育活動が繰り広げられている。さらには、民族講師自身も在

日として生まれ、母国語を勉強しながら指導しているという状況もある。

#### 4. おわりに

民族学級は、長い間教育行政と学校当局との対立と摩擦を繰り返しながら、その命脈を保ってきた。最初は33校の36人だった民族講師が10校の11人に減り、後任問題で困難を経験してきた。しかし、民族講師と保護者をはじめとする在日同胞の地道な努力と支援によって、民族講師が大阪府は民族講師であり、大阪市については一部非常勤嘱託職員化され、民族クラブ技術者招聘事業、国際理解教育と多文化共生教育を推進する主な活動の場として民族学級はその位置を確保している。2017年現在、大阪府内の公立小・中学校の182校に「民族学級」と「民族クラブ」が設置されており、3,187名が在籍している。2011年からはこれらに対し、韓国政府が多額の予算を支援するようになった。

1990年代以降、日本では、在日同胞だけでなく、他の民族と一緒に生きるための多文化共生社会の形成を目指した教育実践に焦点が当てられている。1983年に施行した出入国管理及び難民認定法改正による南米系日本人の急増、中国帰国者の家族の渡日、国際結婚の急増など、教育現場でも多様な背景を持つ子どもたちが増加している。これまで日本の学校での外国人教育・多文化共生教育といえば在日同胞の民族教育を意味したが、これからは日本語を母語としない外国人の子どもの教育問題を言及する言葉となることを意味している。このような流れを受けて、学校での正規のカリキュラムでは、様々な民族が互いの違いを克服し、調和を成し遂げるため異文化教育とグローバル教育が行われている。

大阪の小・中学校に設置されている民族学級は、朝鮮・韓国にルーツを持つ子供を対象として放課後に実施しているが、近年では、中国、ブラジルをはじめとする他の地域に背景を持つ子どもたちが急増しており、この子どもたちを対象にした異文化教育を民族講師が担当するケースが増えてきている<sup>11</sup>。日・韓の歴史的な背景で作られた民族学級と他国出身の民族教育は、厳密に見れば差があるが、民族講師が、既存の

---

11 東大阪市の小学校の場合月に一度は、中国、ブラジル、ベトナムの学生のための民族学級を開設している。

民族学級の基盤を固めながら、日本人教員にはできない授業をつくることが可能であろう。そのことによって総合学習の時間などの正規科目を担当することも可能になってくるかもしれない。

しかし、民族学級の存続・発展には数多くの課題がある。放課後1～2時間の授業で韓国語と自国文化を完全に習得するのは難しい。卒業後、さらに自国文化や韓国語を深く学べるような教育の機会をつくり出すことが必要であり、そのための財政の確保が必要となってくる。教育の内容面においても、年間カリキュラム、学年別教材の開発など共通教育課程の導入が必要である。また、「民族学級」の草創期から使用してきたチェギチャギ、投壺など既存の伝統的な遊びを学ぶことによる教育方法に加えて、新しい教育プログラムが開発され、楽しく有意義な文化活動が行われるようにしなければならない。

現在の在日同胞社会には3世、4世に対する民族教育の多様化と、多文化、異文化への理解教育の必要性に直面しており、民族教育の方向性と目標意識の再設定が求められる。したがって、在日同胞3世、4世の新たな民族教育にも韓国政府の支援は欠かせないと考える。

日本の植民地時代以来、独自の努力と決断に民族学級を自ら建設し、民族の精神を守ったのは、同胞社会の意志が明確だったからである。また、同胞社会の中での共通の教育哲学と次世代教育の必要性を認識した確固たる意志があったからこそ、民族教育の精神が残れたのである。グローバル時代の教育は、国境や民族、人種を超えることができる多様性を持った真の次世代を育成することであり、これがまさに、国際化された民族教育と言えよう。これらの問題を解決するためには、新しい時代に合った民族教育の発展の方向を再設定するとともに、グローバル時代を導くことができる民族学級に生まれ変わる意識の転換と努力が必要だろう。

## 5. 参考文献

1. 小沢有作(1973)『在日朝鮮人教育論歴史編』(亜紀書房)。
2. 福岡安則(1993)『在日韓国・朝鮮人－若い世代のアイデンティティー』中央公論社。
3. 関寛植(1994)『在日韓国人の現状と未来』白帝社。
4. 姜永祐(1995)『日本のなかの韓国人民族教育－民族教育四十年の体験が語る－』明石書店。
5. 黄賛侑(1996)『国際化時代の民族教育－子どもたちは虹の橋をかける－』東方出版。

6. 金贊汀 (1997) 『在日コリアン百年史』三五館。
7. 在日本大韓民國中央本部組織局 (1997) 『図表で見る韓国民団50年の歩み』五月書房。
8. 金兎恩 (2006) 「公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の位置に関する社会学的考察  
－大阪と京都における「民族学級」の事例から－」京都社会学年報 (京都大学文学部社会  
学研究室編) 第14 pp.21-41。
9. 学校法人白頭学園 (2006) 『白頭学院建国60周年記念史』pp.237-281。
10. Song, Yoong-Mi (2007) 「在日同胞における民族教育の歴史的変化過程研究」延世大学大  
学院修士論文。
11. 梁陽日 (2010) 「在日韓国・朝鮮人のアイデンティティと多文化共生の教育－民族学級卒  
業生のナラティブ分析から－」(『Core ethics (コア・エジックス)』立命館大学大学院先  
端総合学術研究科紀要) Vol.6 pp.473-483。
12. 安敏錫 (2012) 「在外国民の教育支援などに関する法律一部改訂案」。
13. 在日本大韓民国中央民族教育委員会 (2006) 『歴史教科書在日コリアンの歴史』(歴史教  
科書在日コリアンの歴史作成委員会) pp.62-67。
14. 金光敏 (2013) 「民族学級の現状、民族教育の現在と未来」コリア NGO センターシンポジ  
ウム資料 pp.6-12。
15. 梁陽日 (2013) 「大阪市公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の課題と展望－民族学級  
の教育運動を手掛かりに－」(『Core ethics (コア・エジックス)』立命館大学大学院先端  
総合学術研究科紀要) Vol.9 pp.245-246。
16. 박갑수 (2013) 『재외동포 교육과 한국어교육』도서출판 영락。
17. 金泰虎 (2015) 「在日韓国人の日本文化への適応と韓民族の正体性」『韓国文化研究』韓國  
文化学会編第5号 pp.1-18。
18. 國際高麗学会 (2015) 創立25周年記念國際シンポジウム資料 p.9。
19. 朴永昊 (2016) 「関西地域における民族学校の活性化方案研究」『韓国文化研究』韓國文  
化学会編第6号 pp.85-98。
20. 朴永昊 (2018) 「民族学級と韓国政府」『韓国文化研究』韓國文化学会編別冊第1号 pp.71-  
84。
21. 金泰虎 (2018) 在日コリアン学生を対象とする「民族学級」－民族意味合いと在日コリア  
ンの教育の変遷及び特徴－『韓国文化研究』韓國文化学会編別冊第1号 pp.8-38。
22. 朴永奎 (2018) 日本各地の公立学校における「民族学級」の設置について－1945年から  
1960年代までを中心に－『韓国文化研究』別冊第1号 pp.39-70。
23. 民族教育ネットワーク <http://www.ne.jp/asahi/m-kyouiku/net/>。
24. 法務省入国管理局 (2018) 平成29年末現在における在留外国人数について(確定値)  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00073.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00073.html)。
25. 在日本朝鮮人総連合会ホームページ <http://chongryon.com/j/edu/index6.html>「民族教育  
～民族教育発展の道のり」。

